

# 加古川市立公民館使用許可基準

令和5年1月24日教育指導部長決定

## 【使用許可にあたり、申請者に共通して求める基準】

- ① 社会教育法（以下「法」という。）第20条の公民館の目的に合致する使用内容であること。

<(参考)法第20条>

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

- ② 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第6条第3項に該当しないこと。

<(参考)条例第6条第3項>

- ・法第23条の規定に該当するとき。

<(参考)法第23条>

- ・もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- ・特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- ・市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

- ・公序良俗に反するおそれがあるとき。

- ・公民館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

- ・その他公民館の管理運営上支障があるとき。

- ③ 特定の者に使用が偏らないよう、同一の部屋を全ての使用時間区分にわたり使用する場合は、使用日が連続して5日を超えないように配慮すること。なお、教育委員会が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- ④ 入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用に係る使用料の10分の10に相当する額を加算する。但し、テキスト代等の実費のみを徴収する場合は公民館使用料の加算は行わない。なお、講座等の事業を行う使用時間区分以外に会場設営等のために複数の使用時間区分にわたり部屋を使用する場合や、講座等の事業を行う会場以外に講師控室等として他の部屋を使用する場合については、講座等を行う使用時間区分及び会場に係る使用料に限らず、これらと一体として使用していると認められる他の使用時間区分や他の部屋の使用料についても、加算対象となる。

※実費について

会場使用料、資料代、講師の旅費、外部講師の謝金、その他これに類するものなど事業の実施に伴い生じるものであって、申請者の収益につながらない経費については、実費と認める。

## 【使用許可にあたり、使用目的等に応じて、申請者に個別に求める基準】

### （1）講座、教室、学習成果発表会等（講師の立場で部屋を使用する場合）

- ①法第23条の趣旨を踏まえ、公民館が営利事業を援助することとならないよう、受講者から徴収する金額は、公民館使用料や教材費等の実費を除き、以下の金額までを目安とすること。なお、実費についても、可能な限り低額となるよう配慮すること。

- ・継続的に開催する講座等：受講者一人当たり月額4,000円及び日額1,000円。

- ・臨時的に開催する発表会や講演会等：受講者一人当たり1回3,000円。
- ②商品製造販売業者やサービス提供者が、自社商品や自社サービスを外部の者に宣伝する行為が行われる等、商品やサービスの宣伝や試食や実演、会員の募集や勧誘を目的としていない。
- ③販売行為を行わない。

※講師が学習者に対して、教室や講座に用いる材料やテキスト等を、対価を得て支給する行為は、販売行為とは取り扱わない。

## (2) 講座、教室、学習会、学習成果発表会等（サークルの立場で部屋を使用する場合）

- ①講師の立場での使用ではない場合に使用を許可する。

※サークルが講師の立場で部屋を使用する場合は、「(1) 教室、講座、学習成果発表会等（講師の立場で部屋を使用する場合）」の基準が適用される。

## (3) 専ら営利を目的とする団体（※）以外の団体が行う研修や会議その他の活動での使用

- ①法の公民館の設置目的を踏まえ、生活文化の振興や社会福祉の増進を目的とした使用の場合に、使用を許可する。
- ※本基準において、「専ら営利を目的とする団体」とは、株式会社、有限会社、合資会社、合同会社、合名会社のいずれかの法人格を有する団体とする。

## (4) 専ら営利を目的とする団体が行う福祉事業等の活動場所としての使用

- ①普段の活動場所での活動が制限される状況等において、公民館運営に支障がないと判断できる場合に、利用者の体験活動の場として、一時的に使用を希望する場合は使用を許可する。

## (5) 専ら営利を目的とする団体の社内会議での使用

- ①法の公民館の設置目的を踏まえ、原則として使用許可しないが、公益に寄与すると認められる場合に限り、例外的に使用を許可する。

## (6) 専ら営利を目的とする団体の社内研修会での使用

- ①法の公民館の設置目的を踏まえ、社員に対して、社会人として一般的に求められる内容（人権の理解促進や、交通安全・労働安全等各種法令の理解促進等）の研修を行う場合は使用を許可する。
- ②専ら営利を目的とする団体の利益の獲得を目的にした社員研修会は使用を許可しない。

## (7) 専ら営利を目的とする団体が行う採用試験会場としての使用

- ①法の公民館の設置目的を踏まえ、使用を許可しない。

## (8) 専ら営利を目的とする団体が行う上記（4）～（7）以外の使用

- ①法の公民館の設置目的を踏まえ、原則として使用許可しないが、公益に寄与すると認められる場合に限り、例外的に使用を許可する。

### 【補則】

この基準は、決定の日から施行し、令和5年4月1日以後の使用に係る許可について適用する。また、この基準にない使用目的等について使用許可を行うにあたっては、その都度、教育委員会の判断によること。